

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課審査・給付グループ (06-6647-0782)
処分担当名	同上
処分の名称	葬祭料の支給申請
概要	指定疾病に起因して被認定者が死亡したときに、葬祭を行った者に対し、請求に基づき公害健康被害認定審査会の意見をきいて、一定額を支給します。
根拠法令等 及び条項	公害健康被害の補償等に関する法律第41条第1項 公害の補償等に関する法律施行規則第36条 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第108号) 公害健康被害の補償等の施行について(昭和49年9月28日環保企第109号) 公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号)
審査基準	申請者が、公害健康被害の補償等に関する法律第41条第1項に規定されている手続対象者であることを要件として、以下の点に留意して、被認定者が指定疾病に起因して死亡したかどうかについて審査を行います。  ・公害健康被害の補償等に関する法律に係る処理基準について(平成13年5月24日環保企第587号) 第4 遺族補償費・遺族補償一時金 1 指定疾病に起因した死亡の要件 「指定疾病に起因して死亡した」という要件に該当するかどうかは、次の点に留意して、公害健康被害認定審査会の意見を聴いた上で決定するものであること。 ア 「指定疾病に起因して死亡した」という趣旨は、指定疾病が直接の原因となって死亡した場合、いわば、相当因果関係の認められる場合に限らず、指定疾病がその死因に寄与していると医学的常識をもって認められる場合を含むものであること。 イ したがって指定疾病により続発症を起こし、これにより死亡した場合や既にある他の疾病と指定疾病が同時に悪化したため死亡した場合は、指定疾病に起因して死亡したものとなるものであること。 ウ 直接の死因が指定疾病によらない場合に、指定疾病に起因して死亡したと認め得る場合が前記ア、イの他にあるかどうかについては、個々のケースにつき慎重に判断されたいこと。  第7 葬祭料 1 支給の対象 葬祭料の支給の対象については第4の1と同様の取扱いとなるものであること。
標準処理期間	6か月
経由日数	2日
提出先	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
提出時期	随時
提出方法	以下の書類を被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当へ提出してください。①葬祭料請求書(様式第19号) ②口座振込依頼書(様式第53号) ③認定死亡患者主治医診断報告書兼請求書(様式第36号) ④法定死亡診断書(死体検案書)の写し ⑤葬祭を行ったことを証明する書類(葬儀の領収書等)
手数料	なし
相談窓口	被認定者の管轄区であった各区保健福祉センター保健業務担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000371516.html</a>
備考	上記提出方法については、一般的なケースを記載したものであり、請求者の状況や証明内容によっては、追加で書類をご提出いただいたり、提出書類が異なる場合があります。提出に際しては、上記に記載の相談窓口にご相談いただきますようお願いいたします。  なお、被認定者が死亡した時から2年を経過したときは、請求することができません。